

四日市港ポートビル航空障害灯設備更新工事

設 計 図

図面リスト	
E - O 1	電気設備特記仕様書 1
E - O 2	電気設備特記仕様書 2
E - O 3	電気設備特記仕様書 3
E - O 4	配置図
E - O 5	照明器具姿図 航空障害灯用制御盤
E - O 6	B 1階航空障害灯平面図(改修前・改修後)
E - O 7	5階航空障害灯平面図(改修前・改修後)
E - O 8	12階航空障害灯平面図(改修前・改修後)
E - O 9	14階航空障害灯平面図(改修前・改修後)
E - O 10	P H 階航空障害灯平面図(改修前・改修後)
E - O 11	P H R F 階航空障害灯平面図(改修前・改修後)
E - O 12	立面図(撤去)

株式会社森本設備設計

R7年7月

電気設備工事特記仕様書	
I. 工事概要	
1. 工事名称 四日市港ポートビル航空障害灯設備更新工事	
2. 工事場所 四日市市霞二丁目 地内	
3. 建物概要	
用地区分は消防法施行令別表第一による表記	
4. 工事種目	
下記において●印を付した工事を対象とする。	
●電力設備	
●通信設備	
・受変電設備	
・電力防護設備	
・発電設備	
・中央監視制御設備	
・医療機器設備	
・構内配線路	
II. 共通仕様	
図面及び特記仕様書に記載されていない事項については下記による。	
・三重県公共工事共通仕様書（令和6年7月制定版）（令和7年7月一部改定）	
・三重県建設工事実務規（令和7年4月1日版）	
・国土交通省大臣官房官庁常務監修	
「公共建築工事標準仕様書」（建築、電気、機械設備工事編、令和7年版）	
「公共建築改修工事標準仕様書」（建築、電気、機械設備工事編、令和7年版）	
・電気設備に関する技術基準を定める省令（電気設備技術基準）	
・電気工事業の業務の適正化に関する法律	
・電気工事士規	
・労働安全衛生法	
・消火連絡法規（条例・所轄署指導要領を含む。）	
・電力会社供給約款	
・その他関連法令、関連諸基準	
III. 一般共通事項	
下記の該当する項目を適用する。また、選択する項目は、●印のついたものを適用する。	
1. 一般事項	
(1) 本工事の詳細については、本設計図面及び仕様書による他、上記各施工基準に準拠し監督員指示の下に入念かつ誠実に施工すること。	
(2) 施工図面に記載された内容、現場の状況・取り扱い等の不明な点や施工上の困難、不都合、図面上の記載及び記述漏れ等に起因する問題点及び疑義、設計図面のとおりに施工することで得られない場合が発生しうると思われる場合は、その都度、監督員に協議すること。	
(3) 施工図面の取扱いについては、予め当該工事専任係員において協議し、円滑な施工進捗を図ること。請負不足による意匠的な仕上り不備や不具合が発生した場合は、監督員の指示により手直し施工を行ふこと。	
2. 技術検査	
中間技術検査 実施回数 () 回 実施する段階 ()	
3. 火災警報等	
建設工事請負契約書第53条第1項の規定により、火災警報、組立保険又はその他の保険等に加入し、その加入証明等を提出しなければならない。	
(1) 保険の目的物 工事目的及び器材材料（支給料金を含む）	
(2) 保険の加入期間 工事着手後速やかに加入し、完成引渡しまでの間	
(3) 保険額金 原則として請負金額に相当する金額	
(4) 保被者 発注者、請負者及びその全ての下請負人	
4. 足場等	
・別契約の關係受注者（下請け工事の場合は元請け）が定置したもののは無償で使用できる。	
・本工事で設置する。	
・足場を設ける場合には、「手すり先行工法等に関するガイドライン」によるものとし、足場を設けて、解体又は拆卸の作業は、同ガイドラインの別紙1「手すり先行工法による足場の組立等に関する基準」による2の(1)手すり据置き方式又は(2)手すり先行工法による足場方式により行うこと。・公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）第1編 第2章2.2.2より足場の種別は以下による。	
(1) 単足場 ・ さくぎ組立式足場	
(2) 固定式足場	
(3) 移動式足場	
(4) 移動式昇降足場	
(5) 高所作業車	
高さが5m以上の箇所での作業を行う場合、労働安全衛生規則の各規範により使用する労働安全衛生器具等はフルハーネス型とし、「墜落制止用器具の規格」（平成31年1月25日厚生労働省告示第11号）によるものとする。	
5. 三重県産業廃棄物税	
本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者は課税対象となった場合には、完成年度の翌年度の4月1日から3月31日までの間に、別に定める様式で産業廃棄物税納付證明書を添付して、当該工事の発注者に対して支払請求を行うことができる。	
なお、この期間を超えて請求することはできない。また、産業廃棄物処理業者集計表（マニフェストの数量の統計）を提出せねばならない。	
6. 電気工事の種類	
・一般電気工作 ●自家用電気工作	
7. 電気工事	
電気工事は、その部分により施工するものとし、契約電力が500kW以上の電気工作物においても、第一種電気工事により施工するものとする。	
8. 電気工事業の業務の適正化に関する法律	
電気工事の施工場所ごとに、その見やすい場所に、氏名又は名称、登録番号その他の経営者名で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。	
9. 電気保安技術者	
電気工作物に係る工事は電気保安技術者を配置し、工事期間中の電気工作物の保安業務を行う。	
また、電気主任技術者が選任されている施設においては、電気主任技術者に工事内容の説明を行い、工事の調整にあたる指導を受けるものとする。	

(2) 特別管理産業廃棄物	
・変圧器・コンデンサ・その他 ()	
現場内の監督員の指定する場所へ保管するものとする。	
なお、施工に際してP.C.S等特別管理産業廃棄物及び疑わしき機器等を見出した場合は、監督員に報告し対応を協議するものとする。	
(3) 現場において再利用を認めるもの	
・発注者・その他 ()	
(4) 再資源化を図るもの	
・コンクリート塊・アスファルトコンクリート塊・建設生木材 ()	
(5) 水銀製品用製造業者等として取り扱うもの	
・省資源ラムネ・H.I.Dランプ（高輝度放電ランプ）・その他 ()	
「水銀廃棄物ガーライブ」第4版。(令和7年3月)環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物部にて配布している。	
(6) 発注者へ引き渡すものについては「現場生産品書き」を提出すること。	
また、再利用を図るものについても調査書を作成し、監督員へ提出すること。	
(7) 引き受けをしないものは、全構外に搬出し、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、再生資源の利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関連法令にて適正に処理し、速やかに対応すること。	
21. 電子納品	
(1) 工事写真は「營造工事に係る電子納品マニュアル（デジタル工事写真編）」等に基づき、電子媒体で提出すること。	
(2) 工事完成図書は「營造工事に係る電子納品マニュアル（工事完成図書編）」に基づき、電子媒体で提出すること。	
22. 公官署署の手続き	
工事の着手、着工、完成にあたり、関係官署への必要な届出、手続き等を遅滞なく行う。なお、当該手続きに係る費用は受注者の負担とする。	
・消音設備関係 ・電気工作物関係 ・受電関係 ・通信関係 ・建設工事関係 ・その他 ()	
23. 消防法規の手続き	
(1) 消火栓による消防設備等設置届出書の作成	
・本事務（建築工事・電気設備工事・機械設備工事）・別途工事	
(2) 防火・消音装置用設備の届出書の作成	
・本事務（建築工事）にて定めた行政機關の休日及び夏季休暇（3日）、を除く、()において8時から17時の間に、WBGT値が91以上になった時間を算定し、日数に換算したもの（小数点以下第一位を四捨五入する。）が()の日数から算して算離した場合には、受注者は発注者へ工事の長度変更を協議することができる。	
24. 工事用施設物	
構内での設置 ●できる（施設管理者と協議） できない	
25. 工事用機材、水、その他	
(1) 本工事に必要な工具電力、水等の費用は受注者の負担とする。	
(2) 本工事で新規受注または既設電気回路に接続し、通電した時から工事の範囲の電力料金も本工事に含まれる。また、本工事後、引渡しまでの電気主任技術者の返仕及びこれに伴う費用を各自本工事に含まれる。	
26. 工事中の保安監理	
電気工作物の範囲が変更になった場合、工事着手から引渡しまでの電気保安管理等にかかる費用は本工事に含まれる。	
27. 搬入計画	
大型機器、重量物等の搬入に於いて、搬入経路の有効寸法（扉、天井高さ、搬入経路上の曲り等）、障害物（足場等）、養生方法、運送車両、揚重機械、搬入機械の種類、台数及び重量、雨の場の処置の確認等を記載し監督員に提出すること。	
28. 製品確認	
発注者及び受注者の協議により、監督員を決定し、製作するよう規格品でない製品並びに監督員が指揮する製品については、試験及び検査等を行う機器が整備された施設において、監督員等の製品の確認をするものとする。	
29. 機器等の検査及び試験	
検査及び試験を行うべき機器等は、設計図書によるほか、監督員の指示による。	
30. 完成確認及び完成検査等の電源確保	
機器の作動確認、電圧、電流、相回転等確認できるよう電源を確保すること。	
31. 完成時の操作説明	
総合管路操作の必要な機器については、使用開始前に操作説明を行うものとする。また、必要に応じて操作説明、操作手順書を作成し、機器に備えるものとする。	
32. 下請取引制限及び内管内：企業優先使用	
(1) 本工事における下請の次数は、2次（建築工事は3次）まとまる。	
なお、その次数を超える下請契約を締結する場合は、下請契約締結前に書面により発注者の承認を得ること。	
(2) 本工事において、下請契約を締結する場合は、当該契約の相手方（2次以下の請負人を含む）を三重県内外本店（建設工事において規定する主たる営業所を含む）を有する者のうちから選定するよう努めること。また、工事着手後監督員を担当する建設工事専任部管轄する建設工事専任部管轄内本店（建設工事において規定する主たる営業所を含む）を有する者を優先して選定するよう努めること。	
(3) 施工の終了	
県外企業等との下請契約の相手方に選定する場合は、下請契約締結前に書面により発注者が報告を行うこと。	
33. 総合評価方式	
総合評価方式の工事において、技術提案の不履行があった場合は、本工事の完成年度の翌年度に評価料方式で発注する条件（以下「発注工事」という。）で、貴社の最高点において発注工事の技術評価点（満点）の1割を減点する。また、同一年に複数工事で不履行があった場合は不履行件数に応じて、発注工事の技術評価点（満点）を減点する。	
34. 不当行為を受けた場合の措置	
暴力団等による不当介入（三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第2条第1項第14号）を受けた場合の措置について	
(1) 受注者は暴力団等（三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第2条第1項第12号）による不当介入を受けた場合の判断は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点でやむを得ず報道等を通報するなどともに、検査上必要な協力をを行う場合。	
(2) 「(1)により警報等の報道を行ふとともに、検査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者の報告は必ず文書で行うこと。	
(3) 受注者は暴力団等により不当介入を受けた場合の措置について、発注者に報告が生じた場合は、発注者と協議するものとする。	
35. 主任技術者又は監理技術者	
(1) 技術者要件	
工事現場に配置する主任技術者又は監理技術者は、本工事の入札公告で定める技術者要件を満たす者としなければならない。	
(2) 事務所等の開設	
受注者は事務所等に設置する場合、監督員へ写しを提出することとともに法令等に定めた事務所の設置要件について適正な措置を講ずること。	
(3) 分別解体等の方法	
工事、増築、修繕、模替、解体、その他 ()	
(4) 分別解体の方法、手作業、機械作業併用	
(1)引き渡しを要するものは下記のとおりとし、それ以外は別途監督員の指示による。	
36. 工事の一時中断	
工事の一時中断の取り扱いについて「三重県工事一時中断に係るガイドライン」（令和7年7月一部改定）による。	
建設工事契約第20条の規定により工事の一時中断の通知を受けた場合は、中止期間中に於ける工事現場の管理に関する基本計画書を発注者に提出し、協議すること。	
37. 社会保険未加入対策	
(1) 通常除外でないにも関わらず社会保険等に未加入である建設業者を下請負人としてはならない。	
(2) 受注者は、施工体制台帳、再下請通知書・作業員名簿により下請業者が社会保険等に加入しているかを確認すること。また、発注者が加入状況を証明する書類の提出又は要求を始めた場合、速やかに対応すること。	
38. 現場への安全管理（自主施工の原則）	
(1) 受注者は、工事中の適切な安全確保の措置等の一切の手段について、自らの責任において実行し、工事実施すること。	
(2) 施設設計図書に示された施工条件と工事現場が一致せず、安全確保のために指定仮設の変更等が上位が認められた場合は、工事の実施に協議すること。	
39. 労働安全衛生にに基づく危険回避措置	
労働安全衛生法第30条第2項の規定により工事の一時中断の通知を受けた場合は、中止期間中に於ける工事現場の管理に関する基本計画書を発注者に提出し、協議すること。	
40. 猛暑への対策	
(1) 本工事は猛暑による作業不能日数を見込んでいる。	
(2) 受注者は、施工体制台帳、再下請通知書・作業員名簿により下請業者が社会保険等に未加入である建設業者を下請負人としているかを確認すること。また、発注者が加入状況を証明する書類の提出又は要求を始めた場合、速やかに対応すること。	
41. 施工仕様	
下記の該当する項目を適用する。また、選択する項目は、●印のついたものを適用する。	
1. 既設設備等の調査	
既設設備等の改修を含む場合、他の設備、施設運営に影響をきたさないよう、現地工事着工前に十分な調査を行うこと。	
(1) 地中埋設管路	
1) 项目 目 次 墓管配管 ・構造物 ・その他 ()	
2) 調査範囲	
1) 项目 目 鉄筋 ・配管 ・その他 ()	
2) 調査範囲	
1) 项目 目 接続管所 ・増設箇所 ・その他 ()	
2) 調査範囲	
2. 施工前の確認	
工事の範囲にあたっては、工事範囲に現れた場合は、工事着手から引渡しまでの電気保安管理等にかかる費用は本工事に含まれる。	
3. 耐震基準	
耐震設計の計算及び施工方法は、次の基準を適用する。	
(1) 「官公施設の耐震設計・対津波計画基準 平成25年版」（国土交通省大臣官房官房常務監修）	
(2) 「建築設備耐震設計・施工指針 2014年版（一財）日本建築センター」	
4. 耐震施工	
(1) 想定される地震に対する設備を対応させる。	
(2) 耐震計画書を監督員に提出する。	
(3) 耐震計画書に使用する諸条件は、以下とする。	
1) 耐震安全性の分類 構造体()類、建築非構造部材()類	
2) 機器等の地震力 機器名	
設置階()、設計標準震度()、地域係数(1.0)	
5. はづり	
1) 穴開け及び補修	
・なし ・あり (貫通孔等及び口徑は別図による)	
2) 清掃はり及び補修	
・なし ・あり (はづり深さは別図による)	
6. あと施設アンカー	
機器等確認試験及び施工確認試験 行う 行わない	
7. 基礎の配筋ビット	
基礎の配筋ビットを設ける場合、ビットの寸法は敷設するケーブルの曲げ半径、枚数、得率等で定める。	
8. 配管、配管の耐震処置	
建物に沿うる配管の耐震処置	
・建物に沿うる配管の耐震処置	
・建物に沿うる配管の耐震処置	
9. 最上階の埋込配管	
最上階の埋込クリート屋根スラブへの埋込配管は、原則として行わない。	
10. 露出配管	
(1) 雨縁等など水気のある場所に設施する場合は、U字配管を行わない。	
(2) 防腐品等はねじ込み形を使用する。	
(3) 壁面配管が容易に触れるのである部分（2m以下）の配管には、突起のない支持金物等は保護カバーを使用する。	
(4) 通路部分では床配管を避け、天井配管の場合は原則2.1m以上とする。	
11. 合成樹脂管	
(1) 合成樹脂管の管端には、ブッシングを取り付ける。	
(2) 原則として屋外の露出には使用しない。（P.F管）	

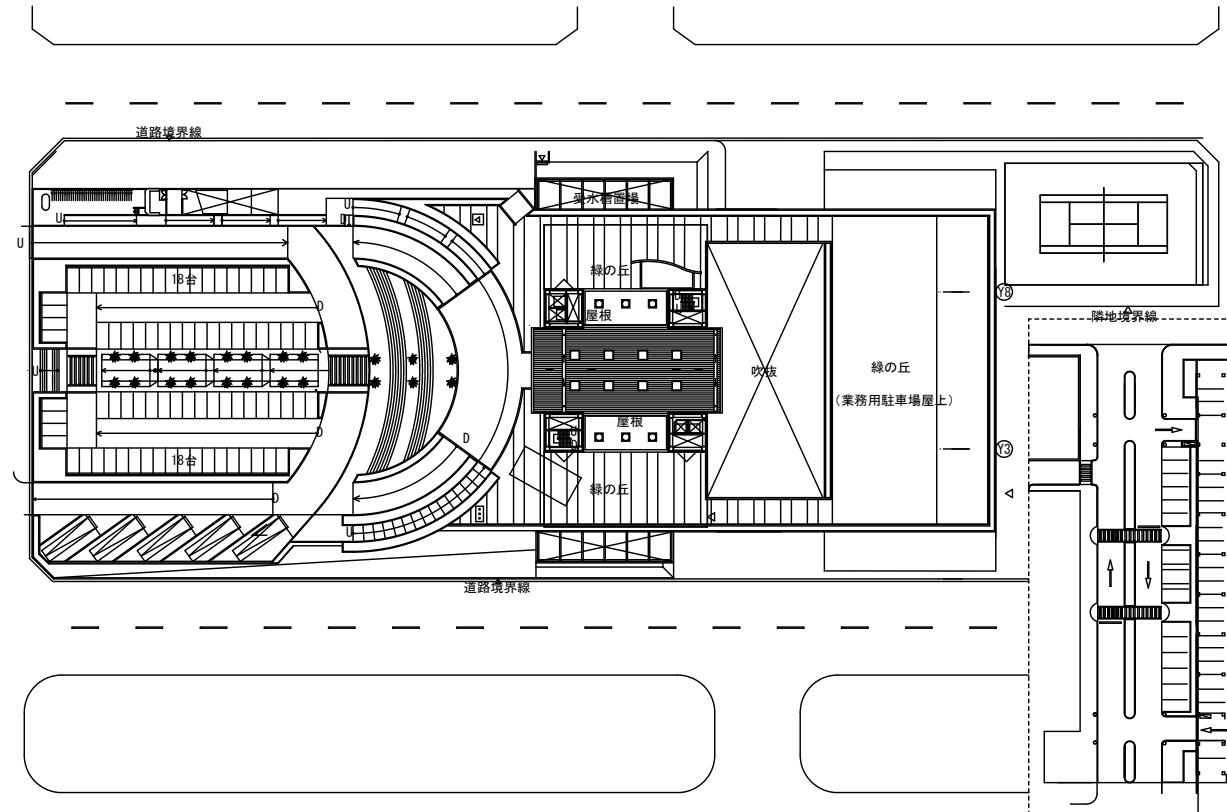
縮尺 : N0N	四日市港ポートビル航空障害灯設備更新工事	E - O 1
令和7年7月1日 改定	電気設備工事 特記仕様書 1	

12. 准備配管等
(1) 埋込型分電盤からの上り上り予備配管は、予備回路が4回路以下は(P F 22)を1本、5回路以上は(P F 22)を2本施工する。スマート井の場合には、天井又は梁下200mmまで立上げ、位置ボックスを取付ける。また、二重天井の場合には、天井まで立上げ、位置ボックスを取付ける。
(2) 施工主装置、自動火災報知受信機、MD F、警報盤等の間に簡易の空配管を行う。
13. 金属製電線管等の塗装
露出配管、露出ボックス、銅製ブルボックス等は、設計図書に塗装指示のある箇所及び建築意匠に必要な箇所について塗装を施す。
14. 導入線
通風を行わない配管及び配線引抜き後に空となった配管には、導入線(φ 1.2mm以上の樹脂被覆鉄線等)を挿入する。ただし、長さ1m以下の部分は省略することができる。
15. 予備リード
梁下に配管・配線スペースがない梁には、1スパンに2本程度を予備スリーブとして埋込む。なお、防火区画贯通スリーブは、防火区画処理を行うこと。
16. 軽量間仕切のボックス
軽量間仕切に位置ボックスを固定する場合は、ボルト等により堅固に固定する。
17. ブルボックス
(1) 屋外形 特殊な形状又は一边が800mm以上のものは、製作図を提出すること。
(2) 屋内形ブルボックスはボックス内に支持ボルトが突出しない構造とし、取付部にはコードを用いる。
18. ボルト・ナット類
屋外に使用する支持金物及びボルト、ナット類で特記のないもの ●ステンレス ・溶融亜鉛メッキ仕上げ
19. 環境に配慮した電線類の採用
電線、ケーブル及び通信線はEM(エコマテリアル)ケーブルを使用すること。
20. ケーブル及び記録
(1) 表示
年表の箇所で、ケーブル等に行き先等表示(ケーブル種別及びサイズ、行き先、施工年、用途、施工年等を表示)を取り付ける。
(2) ケーブルカララブを貢通する部分
(3) ケーブル分歧部分
(4) 電気所内のケーブル分歧部分
(5) 室内及び外地区端子箱の外部配線引込み部分
(6) 屋内の直線部分は、3.0mごと
(7) ブルボックス内
(8) 屋外の共通溝等の直線部分は、5.0mごと
(9) 室外の地中管より溝内への引込み部分
(10) マンホール及びハンドホールごと
(2) ケーブル余長
1 地中線式の場合、マンホール、ハンドホール内でケーブル余長を見込む箇所数 ・2箇所 ・4箇所 ・() 箇所
2 架空線式の場合、電柱上でケーブル余長を見込む箇所数 ・2箇所 ・4箇所 ・() 箇所
(3) 計算処置
高压引下けケーブルの屋外露出部には高压絶縁テープを施す。
21. 配線器具の設置
(1) 特殊コンセントはプラグ付とする。
(2) 電源の種類により色を別にする。
(3) 公共住宅の戸部分に設置するスイッチ・コンセントは原則として表示付し、特記なき場合はアースドスイッチとする。
(4) 配線器具を取り付ける場所が金属の場合は、絶縁栓を使用する。
(5) カバー・フレートは、表面に既金具製とする。
(6) カバー・フレートは、原則として新金具製とする。
(7) カバー・フレートは、水平高低調整型(至転防止)ング付)とする。
22. 照明器具の設置
(1) 照明器具を設置する前に、照度分布図を作成し監督員の承認を得ること。
(2) 照明器具取扱い後、照度測定を行う。照度計は一般形A級とする。
(3) 天井下地材に支持をする場合は、ワイヤ等により脱落防止の措置を行う。
(4) バイアス吊りの照明器具は接続止めを施工する。
23. 照明改修の際の測定
対象室の改修前の照度及び回路電流値の測定を次のとおり行うこと。 測定回数 前後各() 回
24. 分電盤、制御盤、キューピール等
(1) 固面ホルダーには、完璧図及び回路の行き先がわかる図を備える。また、既設分電盤・制御盤等を改造した場合は、図面を修正するものとする。
25. 受電設備、発電設備の設置場所
(1) 故障点検、防火上に効果的な空間、維持管理の空間を考慮する。
(2) 廊下に設置する場合は、床の強度計算書、換気計算書等を監督員に提出する。
(3) 施工主装置の場合は、機器及び基礎の質量を求めて、地盤の許容耐力を確認し、結果を監督員に提出する。
なれば、地盤の高さを用いる場合は、工法について監督員と協議する。
(4) 雷撃の高さは監査の状況を考慮する。
(5) 雷撃は、蒸気管、ガス管、ダクト等を通さない。
26. 発電設備の燃料配管
(1) フレキシブルジョイント取付位置は、施工前に所轄の消防署と十分に打合せを行なう。
(2) 配管の接続は、機器の取外し又は保守点検を考慮し施工する。
27. 非常放送設備のスピーカー設置
(1) 放送区域の全部からスピーカまでの水平距離は10m以内とする。
(2) 階段等に入り口を設置する場合は、垂直距離1.5m以内とする。
(3) 増幅器からスピーカまでの配線及び非常電話の配線は、各系統ごとに独立させ、共通線方式は用いない。

28. 土工事
(1) 壁面の材料及び工法 ・石積 ・材料：根切り土の中の良質土 / 工法：機器による締め() ・その他()
たるみ等の配管の埋戻し、材料は山砂とする。
(2) 配管周囲の埋戻し深度は、G L=600mm以上とする。
(3) 根切りの種類は、マンホール、ハンドホール、室外変電設備及び自家発電装置の基礎等は鋸利掘り、敷設路等は布石入り、外灯架橋、電柱等はしづきりとする。
(4) 機器掘削は根切り度を最も小さくする。
(5) 建設生土の処理 ・処分地未定につき相互協議する。暫定運搬距離()km
29. ハンドホール、マンホール
高さ900mmを超えるものについては、タラップ付とする。 なお、タラップの高さは450mm以内とする。
30. 地中配線路の表示杭
下記の箇所に地中配線路の表示杭を設置する。 (1) 駐車場の入口及び出口付近 (2) マンホール・ハンドホール付近
(3) 地中路線の折衝箇所
(4) 道路横断箇所
(5) 直線部分では3.0m程度に1個(3.0mに満たない部分はその間に1個)
V. 機器仕様
下記の該当する項目を適用する。また、選択する事項は、●印のついたものを適用する。 なお、詳細については図面による。
[電力設備]
1. 電気設備
(1) 既設等との取り合い
(2) 機器類
(3) 一般照明器具
(4) 照明制御器
(5) 外灯(単独設置)
(6) コンセント等
(7) 電気器具
(8) 進相コンデンサ
(9) 周列リタード(進相コンデンサ用)
(10) キューピール等
(11) 基礎
(12) 配線ビット及び蓋
(13) 設置場所
2. 動力設備
(1) 既設との取り合い
(2) 機器類
(3) 負荷設備
(4) 負荷設備への接続
(5) 電動機等の接地
(6) 分電盤、制御盤等
3. 雷保護設備
(1) 避雷針

(2) 雷サービス
1) 防雷トランジスト・設置(・単相用・動力用)・設置しない
2) SPD・低圧用(・クラスI・クラスII)
3) SPDの性能等は別図による。
4) 低圧用SPDに使用する漏電遮断器は警報端子付とする。
5) 主幹機器の2次側に設ける場合の配線用遮断器は、定格遮断容量5kA以上とする。 電話線、制御線などの配線回路に接するおそれがある場所は、雷サージから機器を保護するため通信用SPDを設置する。
(3) 電源回路保護
1) 接地設備
(1) 接地工事
(2) 接地抵抗測定
(3) 接地極埋設設備
[受電設備]
1) 電源トランジスト・設置(・単相用・動力用)・設置しない
2) SPD・低圧用(・クラスI・クラスII)
3) SPDの性能等は別図による。
4) 低圧用SPDに使用する漏電遮断器は警報端子付とする。
5) 主幹機器の2次側に設ける場合の配線用遮断器は、定格遮断容量5kA以上とする。 電話線、制御線などの配線回路に接するおそれがある場所は、雷サージから機器を保護するため通信用SPDを設置する。
(6) 接地設備
(1) 接地工事
(2) 接地抵抗測定
(3) 接地極埋設設備
[電力設備]
10. 発電設備
(1) 用途
1) 用途 ・防災電源専用(防災認定品)・防災電源兼用(防災認定品) ・一般用
2) 区分 ・室内・室外(・普通地域・・塩害地域)
3) 発電装置 ・燃料槽・給油ボックス・燃料移送ポンプ
(4) 第電装置
1) 種類 ・ディーゼル発電装置・ガスエンジン発電装置 ・ガスクロマト発電装置
2) 形式 ・簡易形・オーブン式
3) 始動時間(停電候出後) ・10秒以内()秒以内
4) 連続運転時間 ・2時間以上()・1時間以上()・24時間以上()
5) 給油機
① 電気方式 ・三相3線式(・6.6kV・200V・())V ・単相3線式(200/100V)
② 2相2線式(・200V・100V・())V
③ 定格周波数 60Hz
④ 定格出力 ()kVA
6) 原動機
① 定格出力 ()kW以上()ps以上
② 冷却方式 ・ラジエータ方式(・その他())
(5) 燃料
1) 種類 ・軽油・灯油・・重油()
2) 引き出し燃料 ・パッケージ搭載シングルリットル
(6) 燃料槽
1) 形式及び容量 ・屋外型(・ステンレス製・銅製) ・屋内型(・ステンレス製)
(7) 給油ボックス
1) 材質 ・屋内・屋外(地上)
2) 形式 ・地下埋設(・タンク内埋設・直埋設)
3) 二重容器 ・二重タンク
(8) 燃料移送
1) 油箱 ・有()無()
2) 手動ポンプ(・イングボンプ)・有()無()
3) 電動ポンプ(水没防止カバー) ・有()無()
(9) 基礎
1) 形式 ・地下埋設(・21N/mm2・18N/mm2)・別途工事・既設利用
11. その他 発電設備
・()の仕様は別図による。
[通信・情報設備]
12. 構内情報通信設備
・仕様詳細は別図による。
13. 構内交換設備
(1) 機器
(2) 交換装置
・交換装置・電話機・端子盤類・アウトレット
(3) 形式 ・内蔵式
・外部接続装置(・デジタルPBX・IP-PBX・VoIPサーバ)
(4) 基礎
・局線中継台・分散中継台・ダイヤルイン・ダイレクトインライン
3) 保安用地盤
・本工事・別途工事・既設利用
4) 本配盤(MDF)
・自立フレーム(・片面形・両面形)・交換機一体型
5) 電話装置
・形式・別型番・・一体形・()以上
6) 電話機
・局線中継台・分散中継台・ダイヤルイン・ダイレクトインライン
7) 保安用地盤
・本工事・別途工事・既設利用
8) 電話機
・内蔵式
・外部接続装置(・IP電話機・無線LAN方式)
9) 端子盤類
・端子盤(・中継端子盤(1DF)・・室内端子盤)
10) 端子盤
・中継端子盤には実装枚数の20%以上、室内端子盤には10P以上の接続端子を確保する見込み。
11) アウトレット
・ローテーションショットボルトレット(・固定型・上下動型(アップ式を含む))
12) 壁コンセント
・壁コンセントは別図による。
13. 情報表示設備
1) 設備
・内蔵式表示装置(・時刻表示装置・警報等表示装置)
2) 表示装置
・表示装置は別図による。
3) 電源
・内蔵式
4) 電源装置
・内蔵式
5) 電源等表示装置
・内蔵式
6) 表示装置
・表示装置(・表示式・表示式)
7) 表示装置
・表示式(・表示式)
8) 表示装置
・表示式(・表示式)
9) 時刻表示装置
・内蔵式
10) 時刻表示装置
・内蔵式
11) 時刻表示装置
・内蔵式
12) 時刻表示装置
・内蔵式
13) 時刻表示装置
・内蔵式
14) 情報表示設備
1) 設備
・内蔵式
2) 表示装置
・内蔵式
3) 表示装置
・内蔵式
4) 表示装置
・内蔵式
5) 表示装置
・内蔵式
6) 表示装置
・内蔵式
7) 表示装置
・内蔵式
8) 表示装置
・内蔵式
9) 表示装置
・内蔵式
10) 表示装置
・内蔵式
11) 表示装置
・内蔵式
12) 表示装置
・内蔵式
13) 表示装置
・内蔵式
14) 表示装置
・内蔵式
15) 映像音響設備
・仕様詳細は別図による。

縮尺 : NON	四日市港ポートビル航空障害灯設備更新工事
令和7年7月1日 改定	電気設備工事 特記仕様書 2



配置図

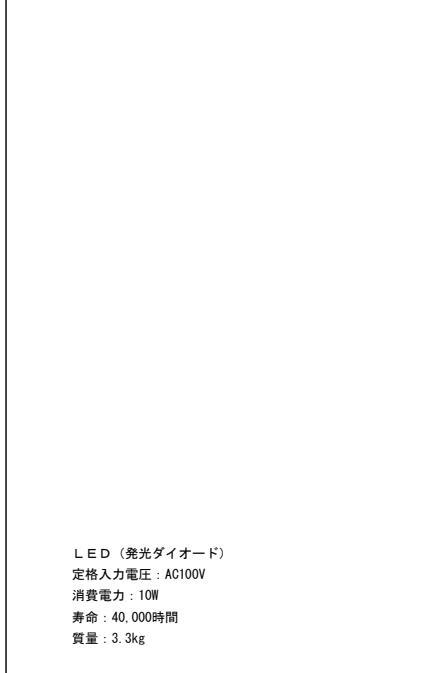
特記事項

株式会社 森本設備設計
三重県津市夢が丘1丁目41番地8

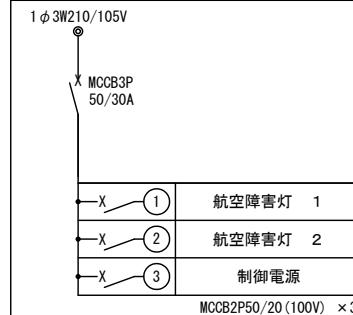
年月日 工事名称
四日市港ポートビル航空障害灯設備更新工事
縮 尺 圖面名
A3:N/S 配置図

図面番号
E-04
原図: A3

OM-7LC型低光度航空障害灯



航空障害灯用制御盤 屋内自立型

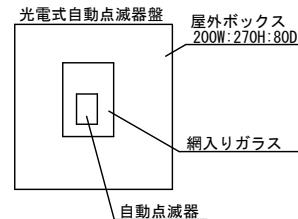


光電開閉器制御部
周辺照度が約300lx～600lxでON、OFF動作とする。
制御部は盤内に収納し受光部は屋外に取付。

モニタ一部
航空障害灯の点灯、消灯、断芯(故障)状態の表示部。
断芯信号灯を外部に出力すること。

耐雷素子
管制器全機種に耐雷素子を装備。

タイマーユニット
OM-7LC型の累積点灯時間を管理。
累積点灯時間32,000h時に交換警報を出し、
40,000h時で停止する
停止警報を出力する。
1回路毎の不検知機能付
1回路には、1灯しか接続しない。



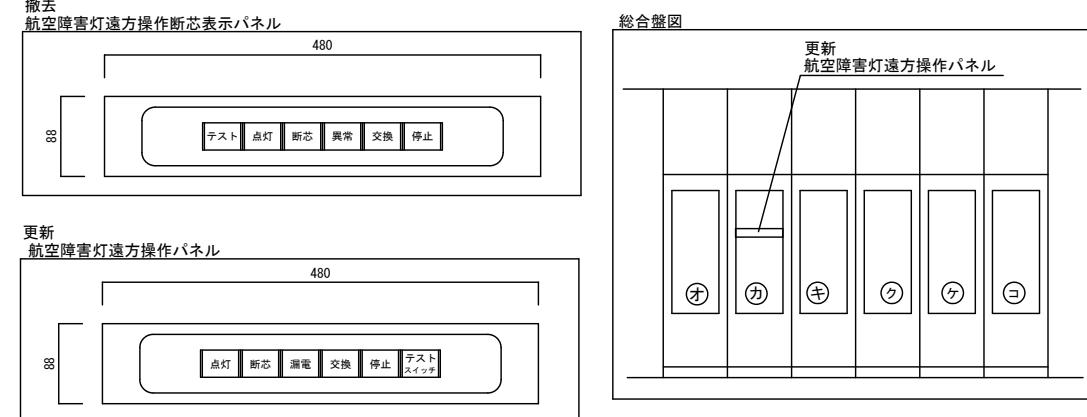
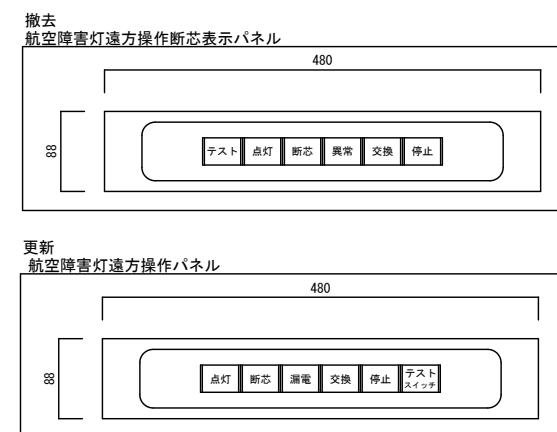
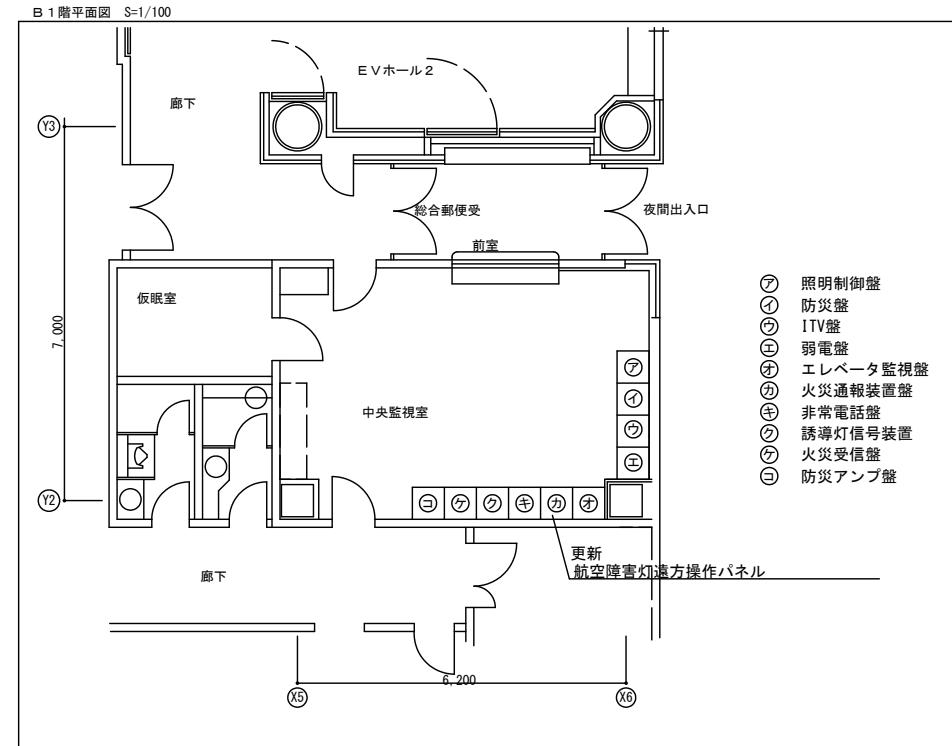
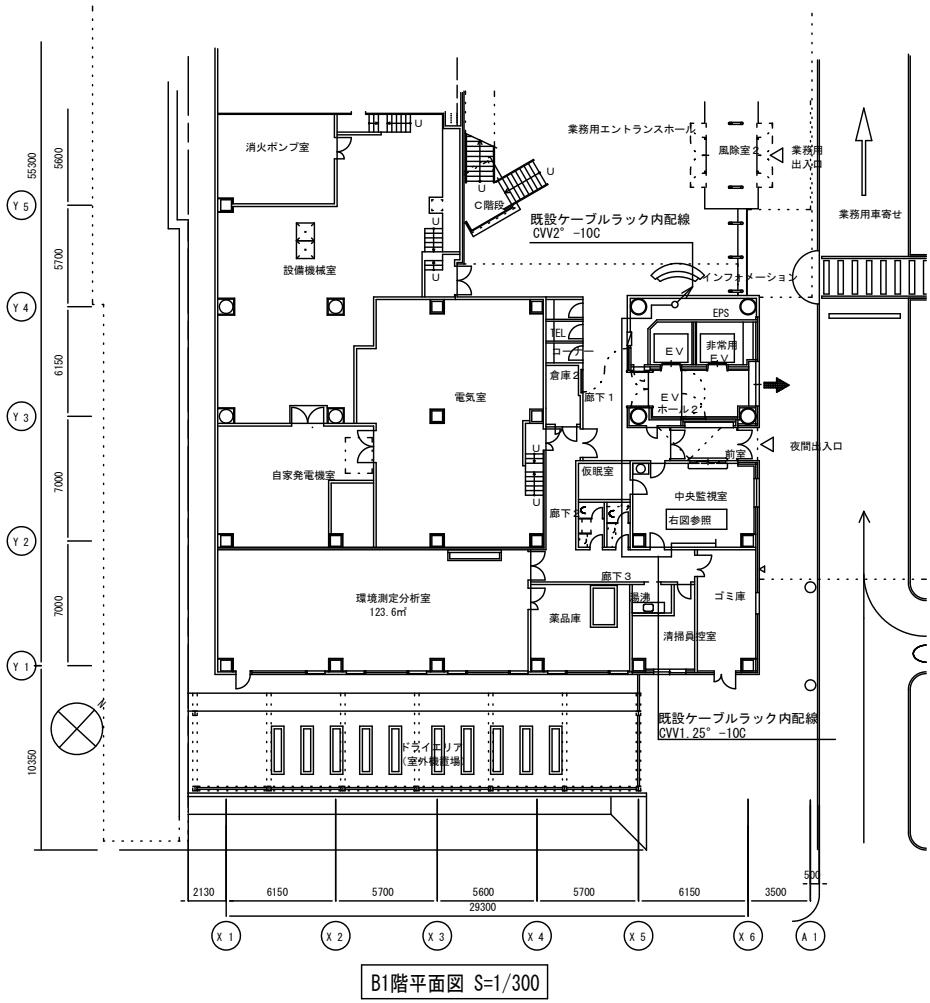
更新
航空障害灯遠方操作パネル



特記事項
.....
.....

株式会社 森本設備設計
三重県津市夢が丘1丁目41番地8

年月日	工事名称	図面番号
縮 尺 A2:N/S	図面名 照明器具姿図 航空障害灯用制御盤（参考図）	E-05 原図 : A3

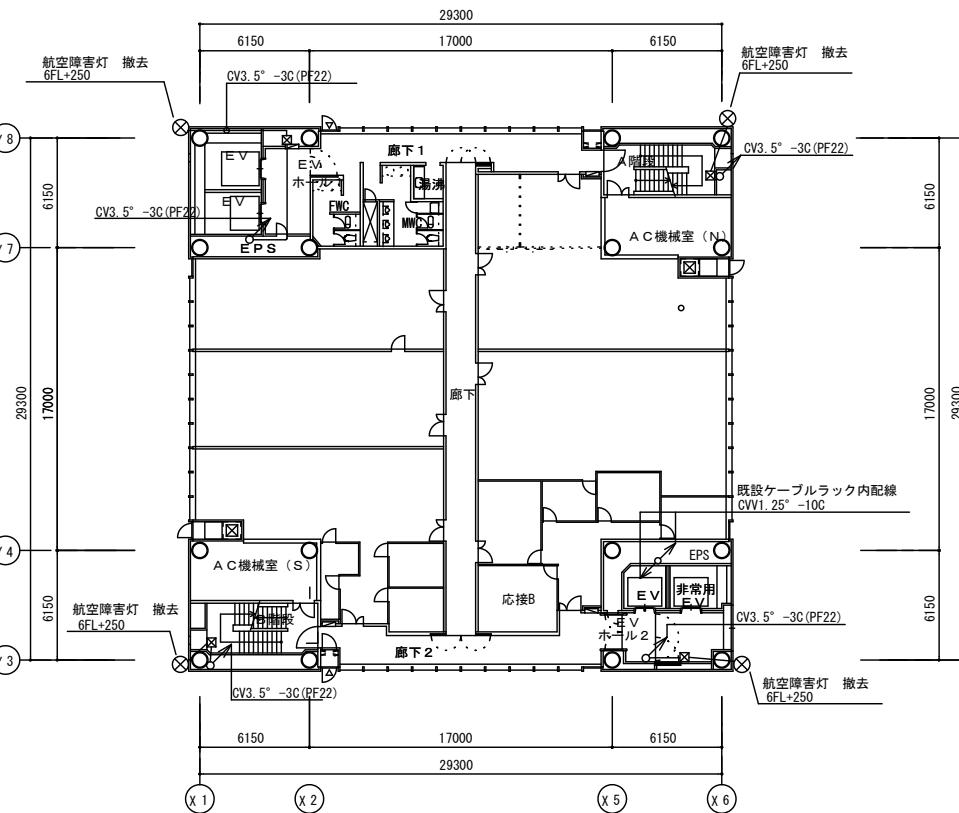


特記事項

株式会社 森本設備設計
三重県津市夢が丘1丁目41番地8

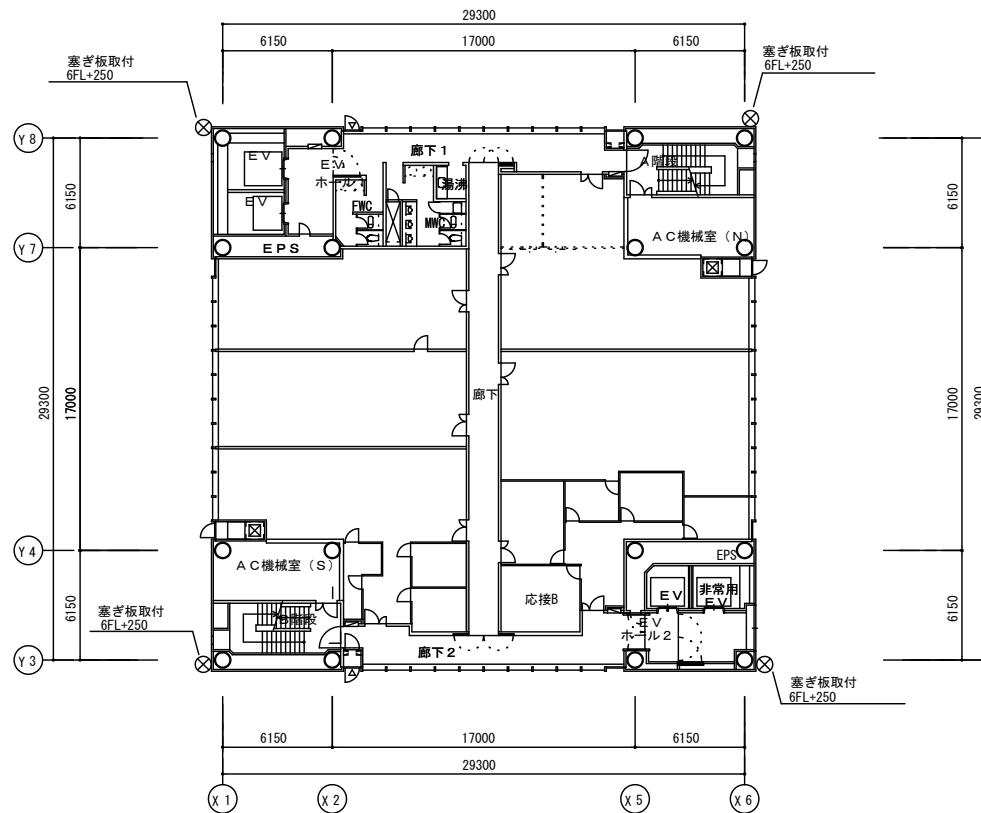
年月日	工事名称	四日市港ポートビル航空障害灯設備更新工事	図面番号
縮尺	図面名	B1階航空障害灯平面図 (改修前・改修後)	E-06
A2:N/S			原図: A3

前



5階平面図 S=1/300

後



5階平面図 S=1/300

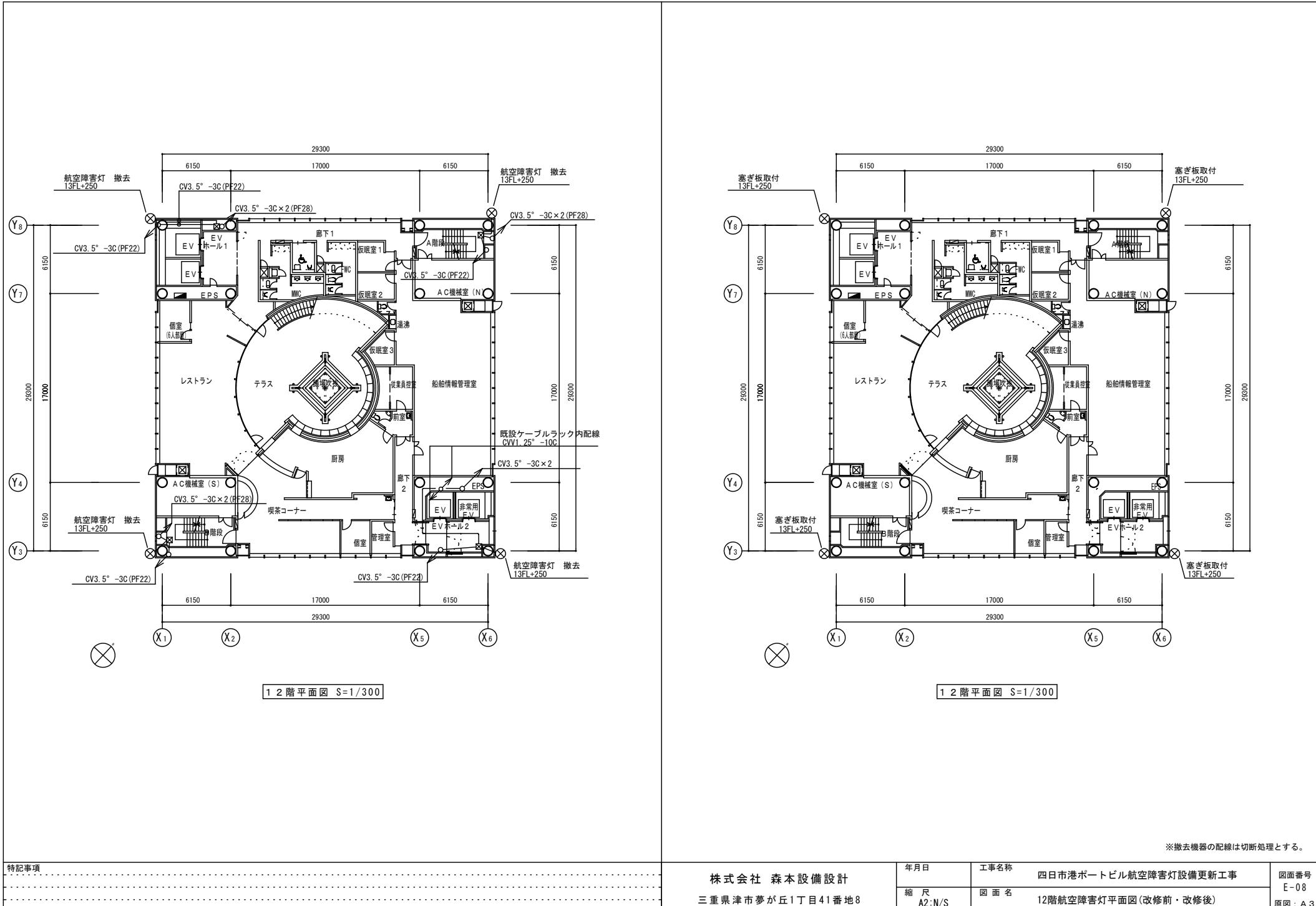
※撤去機器の配線は切断処理とする。

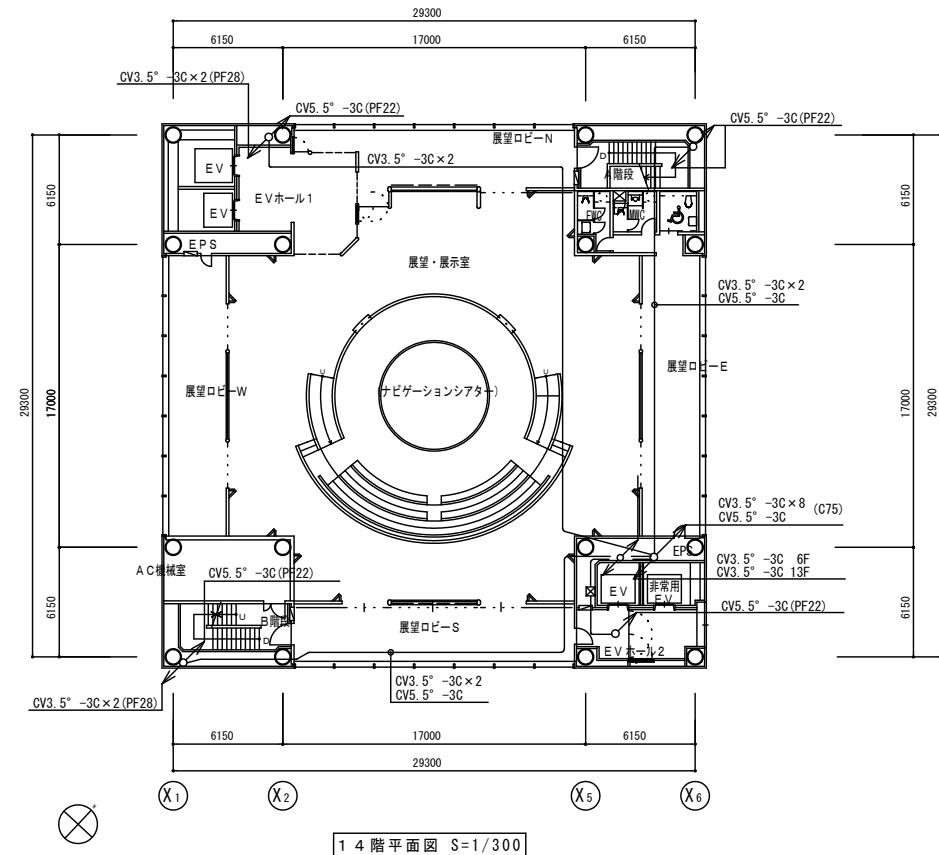
特記事項

特記事項
.....

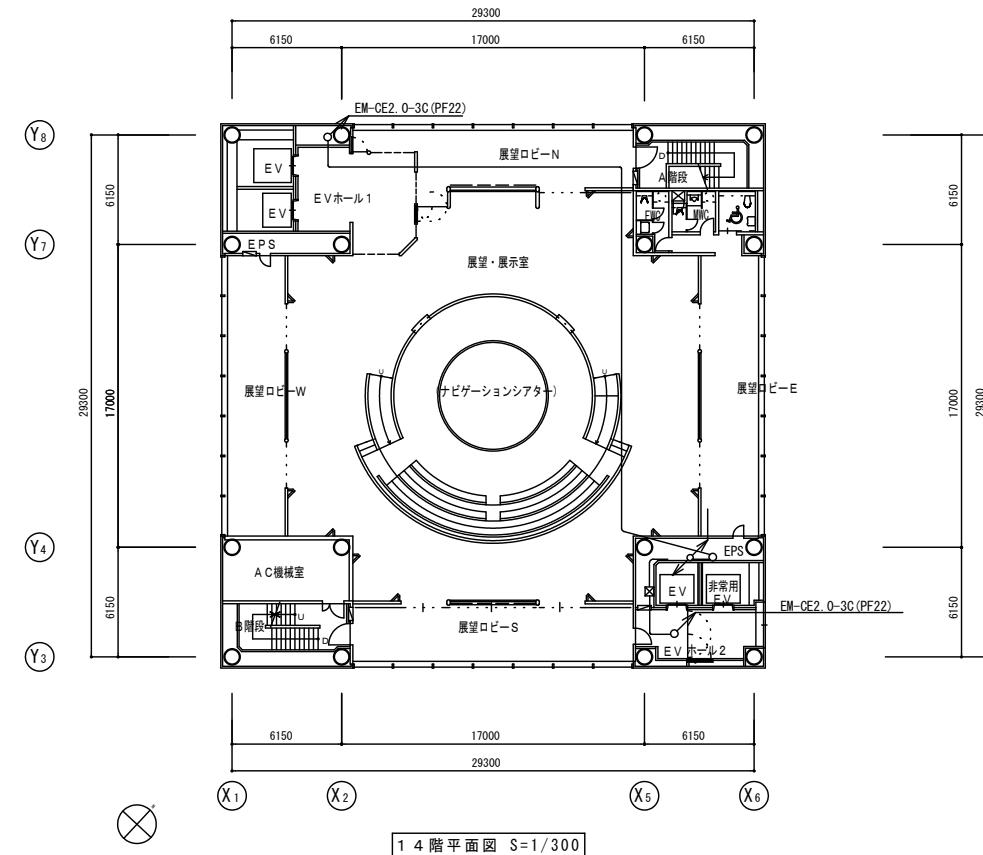
株式会社 森本設備設計
三重県津市夢が丘1丁目41番地8

年月日	工事名称	四日市港ポートビル航空障害灯設備更新工事	図面番号
縮尺	図面名	5階航空障害灯平面図(改修前・改修後)	E-07
1/300			原図: A 3





14階平面図 S=1/300



14階平面図 S=1/300

※撤去機器の配線は切断処理とする。

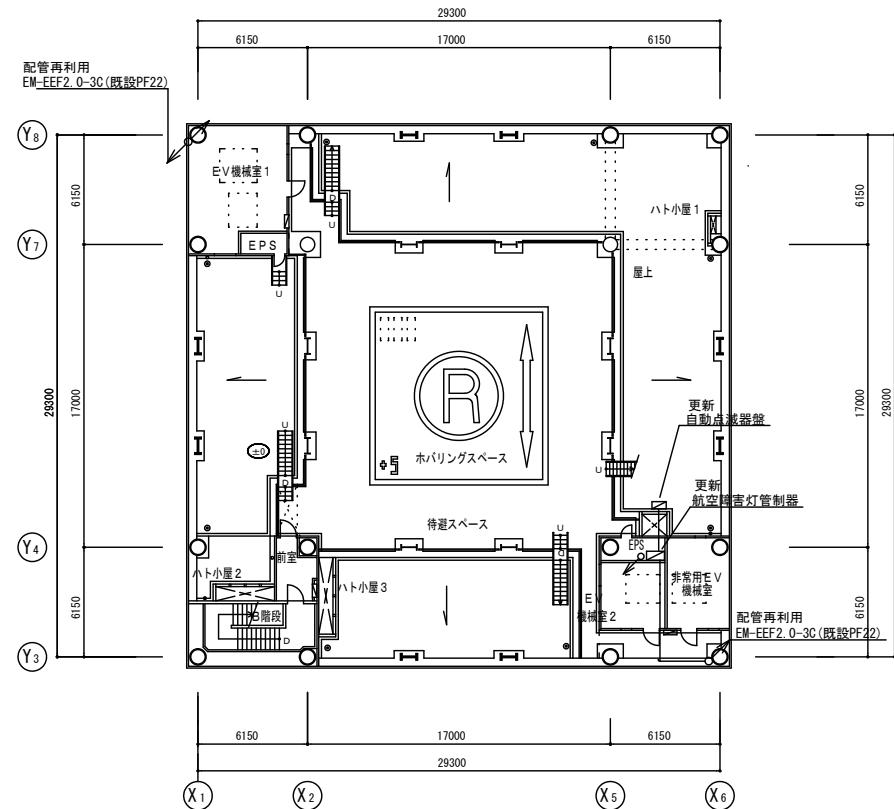
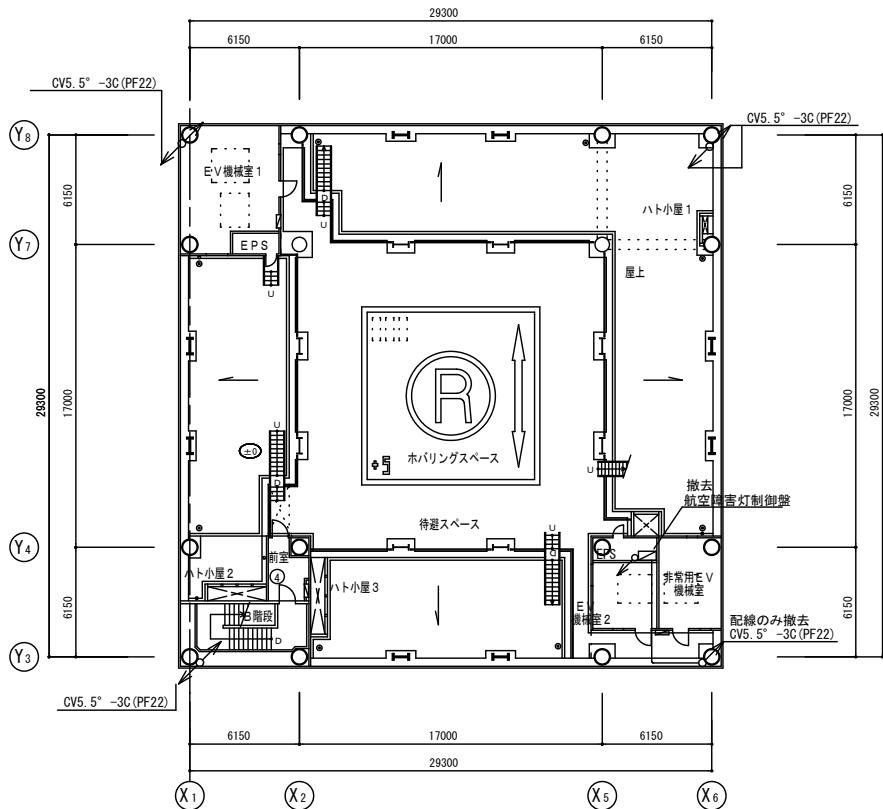
特記事項

株式会社 森本設備設計
三重県津市夢が丘1丁目41番地8

年月日	工事名称	図面番号
	四日市港ポートビル航空障害灯設備更新工事	E-09
縮尺	図面名	原図
A2:N/S	14階航空障害灯平面図(改修前・改修後)	A3

後

前



※撤去機器の配線は切断処理とする。

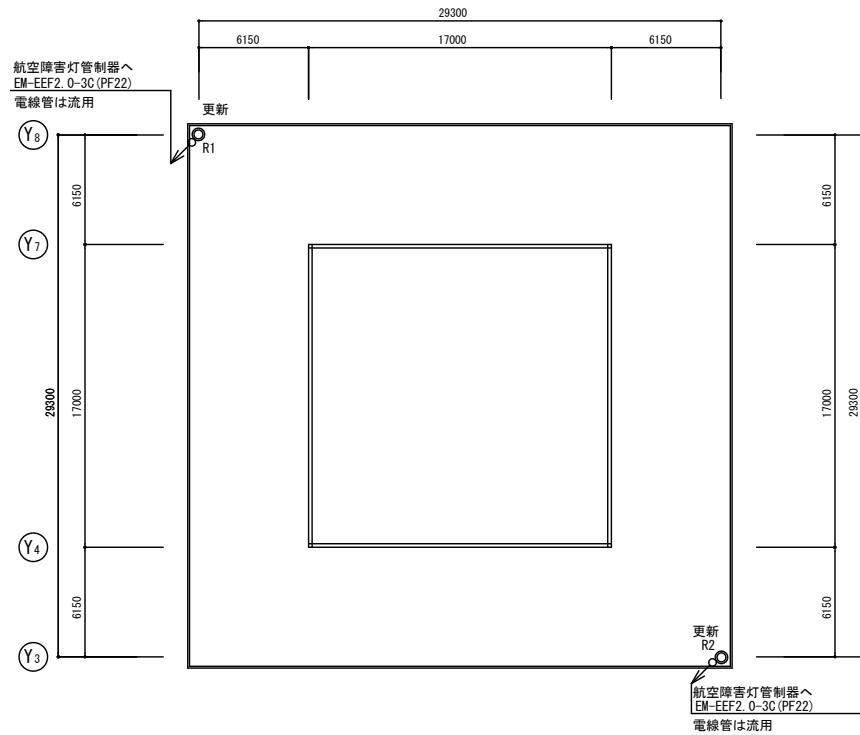
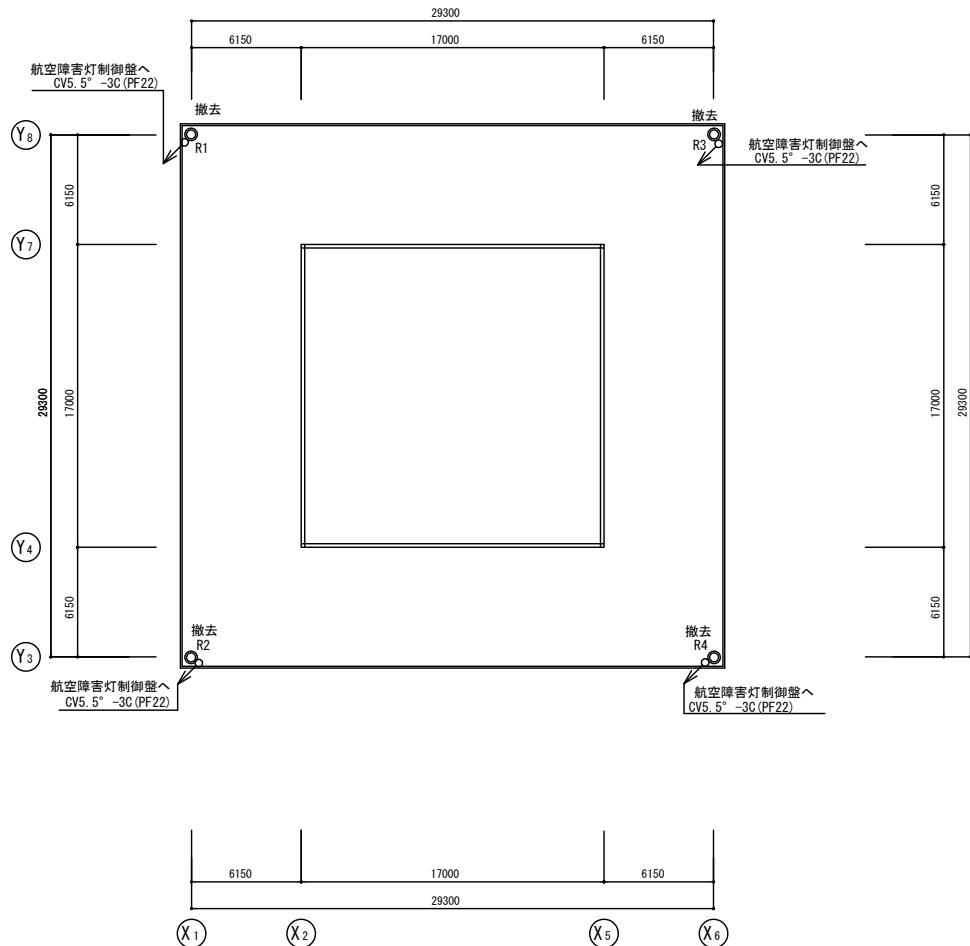
特記事項

株式会社 森本設備設計
三重県津市夢が丘1丁目41番地8

年月日	工事名称	四日市港ポートビル航空障害灯設備更新工事	図面番号
縮尺 A2:N/S	図面名	P H階航空障害灯平面図(改修前・改修後)	E-10 原図: A3

後

前

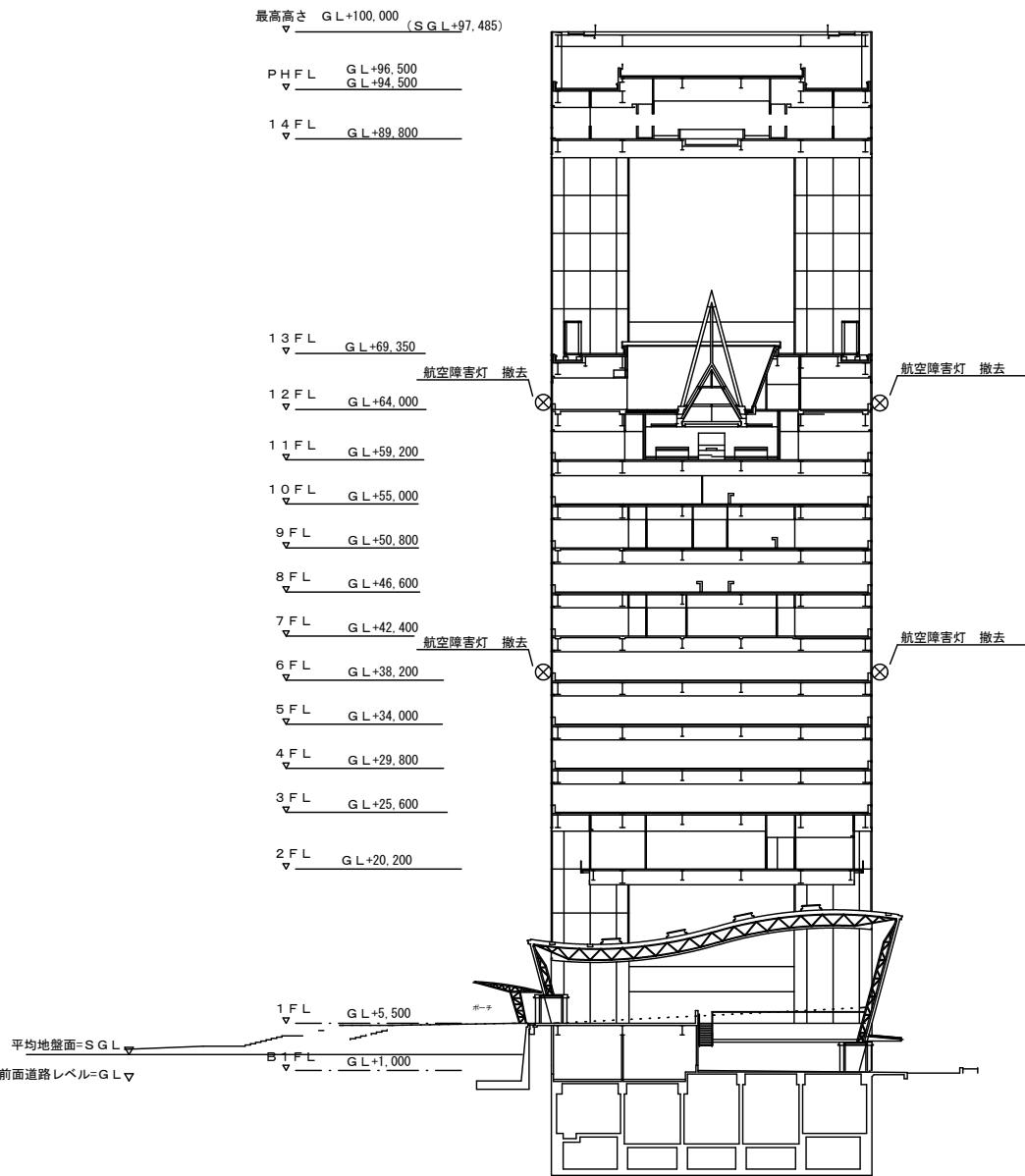


特記事項

株式会社 森本設備設計
三重県津市夢が丘1丁目41番地8

年月日	工事名称	四日市港ポートビル航空障害灯設備更新工事
縮尺	図面名	P H R F階航空障害灯平面図(改修前・改修後)
1/300		

図面番号
E-11
原図 : A 3



特記事項
.....
.....

株式会社 森本設備設計
三重県津市夢が丘1丁目41番地8

年月日	工事名称	図面番号
縮 尺 A3:N/S	図面名 立面図（撤去）	E-12 原図：A3